

チャイルドラインとちぎ 受け手 第九期生 募集要項



チャイルドラインは、18歳までの子どもがかける専用電話です。
栃木県では2001年5月5日に開設し、専門の講習を受けた者が電話を受けています。
民間の団体であり、地域の方々の暖かい支援とボランティアで運営されています。
子どもたちの心にも大きな影響が現れた震災、いじめの問題、虐待や暴力等
子どもたちの想いを受けとめ、共に考え、子どもたち自身の力を信じて伴走する
子どもたちの「心の居場所」作りにあなたも参加してみませんか。
一人でも多くの方のご応募を心よりお待ちしております。

チャイルドラインの概要

チャイルドラインは1986年イギリスで誕生した子ども専用の電話相談です。日本では1998年に東京世田谷に最初に設立されたのをはじめとして、46都道府県78箇所(2013年2月現在)が、それぞれの地域で活動しています。

1999年にチャイルドライン支援センターが設立され、「子どもの日フリーダイヤル全国キャンペーン」や合同研修、報告書などを通して全国的な連携を図っています。2006年には「チャイルドライン」を商標登録し、信頼性と質の向上を図っています。2009年11月から全国のチャイルドラインの協力で同一番号によるフリーダイヤルが実施されるようになりチャイルドラインとちぎでは昨年一年間で7,348件(通話2,118件)の電話 1日平均約64件(通話約19件)を受けています。

2013年1月8日に、栃木県から認定NPO法人として認証され、より公益性、公共性の高い組織を目指して活動しています。

2012年チャイルドラインとちぎ

- 電話の回線数・・・2回線
- 開設日・・・月曜日・金曜日・第二日曜日・第四日曜日
- 開設時間・・・16時～21時
- 受け手人数・・・57名(電話相談員)
- 理事・・・13名
- 支え手人数・・・29名(緊急時の判断および受け手を支える)

主 催 認定 特定非営利活動法人 (NPO 法人) チャイルドラインとちぎ

顧 問 (敬称略) 福田富一 (栃木県知事) 佐藤栄一 (宇都宮市長)
小林正憲 (弁護士) 丸山隆 (栃木県教育研究所相談部長)
伊達悦子 (作新学院大学大学院心理学研究科教授)

相談ドクター 福田哲夫 (福田こどもクリニック院長)

申込・問い合わせ先 チャイルドラインとちぎ事務局

〒320-0837 栃木県宇都宮市弥生1-6-3 TEL・FAX 028-614-3253

E-mail childline@ukg.jp <http://ukg.jp/cl/>

養成講座を受講し、受け手になるには

1. 応募方法

- ・応募用紙に必要事項を記入し、写真を必ず貼って郵送してください。
- ・裏面は必ずお書き下さい。極端に短い方、記入のない方はお断りさせていただくこともあります。

2. 応募条件

- ・原則として全研修に参加できる方。
- ・18歳以上60歳未満の方に限らせていただきます。
(性別・資格・経歴などは問いません)
- ・講座終了後、電話の受け手として無償で活動できる方。
- ・「チャイルドライン」の趣旨に賛同し正会員として登録できる方。
※年会費3,000円(次年度より)
- ・受け手になってからも定期的に研修(無料)に参加できる方。(月1回程度)

3. 応募 〆切 定員 20名

- ・定員になり次第締め切らせていただきます。

4. 選考方法

- ＊研修終了後「受け手」としての適性を判断し、お断りさせていただく場合もあります。

5. 受講費

- ・1万円(第1回研修日に受付でお支払い下さい)
- ＊25歳以下の学生は5,000円
- ＊納入された受講料はお返しできませんのでご了承ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

チャイルドラインとちぎ事務局
〒320-0837 栃木県宇都宮市弥生1-6-3
TEL・FAX 028-614-3253
E-mail childline@ukg.jp

受け手までのながれ

- ① 応募(上記の要綱)
- ② 研修(全9回)
- ③ 面接
- ④ 受け手スタート
実施研修(約3回)終了後
(平成26年4月を予定)

チャイルドラインとちぎの受け手になると・・・

- いつ ? : 平成26年4月以後の、毎週月曜日・金曜日・第二日曜日・第四日曜日
①16:00~18:00 ②17:30~19:30 ③19:00~21:00
- どこで ? : 宇都宮市内(プライバシー保護・守秘義務の為に所在地は記載しません)
- 何日くらい? : 原則として月1回以上シフトに入ります。
(希望に添って担当日・時間を決めます)
- 研修は ? : 継続研修に参加して学習・研鑽に努めます。
- 費用は ? : ボランティアとして無償、交通費自費です。
(継続研修費は原則無料)
- 保険は ? : ボランティア保険の適用があります。

